



# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年8月31日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、「(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業」に係る事後調査報告書(供用時その2)の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	・東京都港区芝公園一丁目8番4号 N R E G 東芝不動産株式会社 代表取締役 辻雅英 ・東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 三井不動産株式会社 代表取締役社長 岩沙弘道
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業
	指定開発行為の種類	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) ・高層建築物の新設(第1種行為)・住宅団地の新設(第2種行為) ・商業施設の新設(第1種行為)・大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区堀川町72番1ほか 区域面積:約89,133m <sup>2</sup>
	指定開発行為の目的	共同住宅及び商業施設の建設
	指定開発行為の内容	商業ゾーン 建設敷地面積:72,013m <sup>2</sup> 、延べ面積:172,703m <sup>2</sup> 、建物高さ:地上6階 地下1階 37m、駐車台数:2,009台 住宅ゾーン 建築敷地面積:16,092m <sup>2</sup> 、延べ面積:77,469m <sup>2</sup> 、建物高さ:地上34階 地下1階 124m、計画戸数:667戸、計画人口:2,046人
	事後調査の項目等	縦
	環境影響評価の手続経過	平成15年9月24日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年7月15日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成22年8月31日(火)から 平成22年9月29日(水)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 <b>【意見書の提出】</b> 提出期限:平成22年9月29日(水) (郵送の場合は、9月29日消印有効) 提出先:環境局環境評価室 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意しております。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>